

大項目	中項目	番号	項目	評価根拠	根拠資料	合格 条件付合格 不合格	全体	鷹島	八勝	
1. 種苗	人工種苗証明	1.1.1	下記の内容の記録を保持し、人工種苗であることの証明が可能な状態にする。	1.1.1.2-1.1.1.3を満たす事						
		1.1.1.1	人工種苗の証明の為に、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録する。	人工種苗に関して、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録している。	記録書面による確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	
		1.1.1.2	種苗生産者が受精卵を購入した場合は、購入元・購入年月日を追記し、購入元にて上記と同様の情報について照会を求め、記録する。	受精卵を購入した場合の納品書によって、購入元、購入年月日等が照会可能である。	納品書・購入記録の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	
		1.1.1.3	人工種苗出荷時に当記録を生産履歴として提供が可能である。	1.1.1.1および1.1.1.2に関する資料を適切に保管し、提供可能な管理体制を構築する。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	N/A	- 養殖のみを行う。	- 養殖のみを行う。	- 養殖のみを行う。	
	人工種苗証憑の保管	1.1.2	人工種苗であることの証明の為に、下記の方法でDNA鑑定が可能な状態で保存しておく。認証機関は、必要に応じて親魚及び種苗に関して親子鑑定を含むDNA鑑定を実施する。	1.1.2.1-1.1.2.3を満たすこと。						
		1.1.2.1	種苗生産に使用したすべての親魚の鱗等の組織小片の凍結保存（サンプル重量1g以上）を行う。組織小片の入手が困難な場合、当該種苗群より50個体以上の全魚体の凍結保存（サンプル重量1g以上）を行う。	親魚の鱗等の組織小片（サンプル重量1g以上）および当該魚群より50個体以上の全魚体の凍結保存を行っていること	サンプルが保存された明確な記録と現物の写真あるいは現地審査による存在の確認	N/A	- 養殖のみを行う。	- 養殖のみを行う。	- 養殖のみを行う。	
		1.1.2.2	保存した組織小片、または魚体の凍結保存は魚体の識別情報と厳密に紐付けて保存し記録する。	1.1.2.1に関する識別情報を記録、各サンプルに明示し、混同が起こらないように保管している。	識別情報の記録と各サンプルの現物写真あるいは現地審査による存在の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	
		1.1.2.3	組織小片または魚体は、最終産物として当該養殖魚が出荷されてから5年の保存を要する。認証機関からの要請があった場合、識別記録及び凍結サンプルを提出する。	1.1.2.1および1.1.2.2で示した各サンプルが5年保存されている事。要請に応じ、各サンプルおよび親魚に関する記録の情報が提出できる状態にある事。	記録書面による確認（これからの場合は念書）	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	
	1.2 養殖業者	1.2.1	養殖業者は、人工種苗購入先から提示された生産履歴を保管し、飼育中の魚群と紐づけて開示・提供が可能な状態にする。	飼育中の魚群を育成に関する記録を保管し、種苗生産者から提示された生産履歴と紐づけて開示・提供が可能である。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	合格	・ 仕入先は、既にSCSA認証取得した種苗生産者を想定。 ・ 購入時は種苗経歴証明書入手する。 ・ SCSA認証種苗として購入する場合は、要求事項にある記載内容を含む書類を入手予定。	・ 近大から2018/8/28に購入したクロマグロ種苗は「H29年産人工ふ化クロマグロ種苗経歴証明書」を入手していた。 ・ 近大が認証取得前であったため、情報はSCSAの要求に合致していない。 ・ 今後認証種苗を購入し情報入手する際には、要求事項に合致する内容の記載を依頼することを聞き取りで確認した。	・ 仕入先からの書類は、鷹島で全て確認する。	
		1.2.2	養殖魚が認証を受けた人工種苗から育成されたものであることを証明するために必要に応じてDNA鑑定を実施する。認証機関から要請があった場合、養殖業者は導入した種苗または育成後の養殖魚の凍結サンプルを提出する。	DNA鑑定実施のために認証機関より情報の提供を求められた場合、関連する資料等を提出できる体制を構築する。	記録書面による確認	合格	- 「DNAサンプル提供手順書」を構築した。 - 鷹島で成魚出荷時の臓器を凍結保存することを考えている。 - 必要に応じてDNA鑑定を実施し、情報を提供する予定である。	・ 成魚出荷時の臓器を凍結保存することを考えている。 - 鷹島で凍結を行うフリーザーを確認した。	・ 八勝では行わず、鷹島のみで関与する。	
	2.1 識別および分別	2.1.1	種苗生産者の管理	2.1.1.1~2.1.1.3の項目を満たすこと						
		2.1.1.1	生産ロットごとに管理し、その管理記録をもとに識別可能にする。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	
		2.1.1.2	他の種苗生産者が生産した種苗と明確に識別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。また、他の種苗生産者が生産した種苗と混ぜて出荷しない。	他の業者が生産した種苗と混ぜずに管理しそれを常時把握できる状態である	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	
		2.1.1.3	出荷・販売伝票と記録で、種苗生産者名、種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する	データあるいは紙面での飼育管理記録、経歴証明書、販売伝票などの確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	
2.1.2		養殖業者の管理	2.1.2.1~2.1.2.3の項目を満たすこと							
2.1.2.1		養殖時に生産ロットごとに飼育尾数を管理し、その管理記録をもとに他の種苗が混入していないことの証明が可能である。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持し、他の種苗が混入していないことが証明できる	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	・ 生産ロットは年産 ・ 生簀ごとに飼育管理 ・ 管理日報に記録	・ 全体と同じ	・ 全体と同じ		
2.1.2.2		出荷時に他の生産ロットと明確に区別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。	出荷時にほかの種苗と明確に区別して管理していることを把握できる状態である。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	・ 生簀ごとに飼育管理 ・ 管理日報に記録	・ 全体と同じ	・ 全体と同じ		
2.1.2.3		出荷・販売伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	出荷・販売伝票、販売記録等で人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売先業者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する。	出荷・販売伝票と飼育管理記録の確認	合格	・ 認証取得後、出荷・販売伝票には要求事項の内容を記載する予定である。	・ 認証取得後、出荷・販売伝票には要求事項の内容を記載する予定である。 ・ 飼育管理記録には、出荷に関するデータを記載するシートがある。	・ 八勝の日報は鷹島に報告している。 ・ 八勝から出荷する中間育成魚は、鷹島のみに出荷する。 ・ 鷹島でビデオカウント。その際に数値が明確になる。伝票発行はしない。		
付記	同一の種苗生産者から生産された種苗であれば、ロットが違えば群の混入を認め、新規のロットとして管理を行うことができる。ただし、管理記録等で同一の種苗生産者が生産した認証種苗であることを証明できなければならない。	ほかのロットの混入を行う場合、同一種苗業者由来の種苗であることを記録していること。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	・ 人工種苗の購入に当たっては、飼育履歴を確認の上、同一の種苗生産者の種苗でロットを分ける。	・ 近大人工種苗のみを購入する予定である。	・ 種苗購入は鷹島が決定・実行する。 ・ 独自で購入をする事はない。			
2.2 種苗生産者	2.2.1	種苗生産者	2.2.1.1~2.2.1.5の項目を満たすこと							
	2.2.1.1	稚魚（卵からふ化した状態）入手後の生産履歴および暫定尾数等を時系列にそって正確に記録する。	稚魚の育成、移動履歴、暫定尾数や増減尾数などが時系列にそって記録されている	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。		
	2.2.1.2	稚魚の飼育は生簀・水槽ごとに明確に区別して行い、ふ化から種苗出荷までの確実な履歴を保管し、生産履歴が追跡可能な状態にする。	孵化から種苗出荷までの生産履歴が追跡可能な帳簿を保管している。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。		
	2.2.1.3	出荷重量または出荷尾数を明確に示すことができ、分別管理がなされていた証明として生産履歴の確認が可能状態にする。	出荷尾数、あるいは出荷重量が明確にされ、分別管理がされた証明となる書類を提示できる	データまたは紙面などによる飼育管理記録と経歴証明書等出荷に関連する記録の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。		
	2.2.1.4	計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	計数終了時から出荷までの間の死亡魚数や追加収容数などの増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録する。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。		

	2.2.1.5	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類（記録修正手順書など）の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。
	2.2.1	養殖業者	2.2.2.1～2.2.2.3の項目を満たすこと					
2.2トレーサビリティと数量管理	2.2.2.1	認証種苗から生産された養殖魚の生産履歴は認証種苗受領から出荷まで生簀・水槽ごとに明確に分けて時系列にそって性格に記録し、人工種苗受領時まで遡って追跡可能な状態にする。	出荷から人工種苗受領までの正確な経歴などを遡って追跡できる記録を保管している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	・ 仕入先→八勝→鷹島→販売先 のトレースバックが確認情報がある。	・ 2018/8/10に出荷したロイン 出荷No1のトレースバックが出来ることを確認した。	・ 日報で全て記録がなされている。 ・ 2015/2016/2017年魚の近大人工種苗の記録を確認した。
	2.2.2.2	認証種苗受領後または計数後から出荷終了までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	種苗受領後（種苗生産者が示した尾数）または計数後から出荷終了までの期間の増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録している。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認	合格	・ 飼育管理記録データが記録・保管されている。	・ 認証種苗を八勝で受領し約1年育成後、鷹島へ移動する際に数量カウントする。 ・ 数量カウント後出荷終了までの期間の生産履歴・増減尾数等は、飼育管理記録で記録がなされていた。	・ 日報で全て記録がなされている。 ・ 2015/2016/2017年魚の近大人工種苗の記録を確認した。
	2.2.2.3	認証人工種苗受領後の飼育履歴、移動履歴を正しく記録し、種苗生産者が提示した出荷尾数より記録尾数が増加していないことを明らかにする。誤差は実数では5%、重量や一部計数からの推定値は10%増の範囲内に収まるようにする。	飼育魚の経歴を正確に記録し、過去に出荷した魚の最終出荷量が誤差の範囲内で一致している	過去の飼育管理記録と誤差数値の確認	合格	・ 現在鷹島にある近畿大学人工種苗魚は、八勝で飼育後、鷹島へ移動する際のビデオカウントでは、受領数とカウント数に以下の差異があった。 2015年魚 -3% 2016年魚 -20% 2017年魚 -34% ・ いずれも受領数からへい死数を引いた数より、カウントした数は少なかった。 ・ 少なかった理由は以下が考えられる。 ・ 共食い ・ へい死魚の溶解 ・ 以下の理由から高いレベルの管理状況確認できたことから、合格と判断する。 ・ 誤差数値はいずれも減であること ・ 頻繁な潜水で状況把握に努めていること ・ 共食いが多い飼育段階があること ・ 受領想定数と実数の差を継続的に検証していること	・ 認証種苗を八勝で受領し約1年育成後、鷹島へ移動する際に数量カウントする。 ・ 八勝でのへい死記録により、受領数誤差の確認を行う。	・ 近大から受領→八勝→鷹島の数字の確認はできた ・ 受領後の数の管理精度を上げるため、月次での数値検証及び報告、ビデオカウントなど、鷹島で行っている。
	2.2.2.4	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類（記録修正手順書など）の確認	不合格 ↓ 合格	・ 手書きデータの修正は、統合規則4.2.3にあり。 ・ デジタルデータの修正は、コメントで記録を残す運用をしているが、手順としては明文化されていない。 → 手順を修正し、2018/9/7に提出された。統合マニュアル2版を確認した。合格とする。	・ 手書きデータならびにデジタルデータの修正について、鷹島・八勝で同じ手順を適用する。	・ 統合マニュアル2版にて記載あり。 ・ 八勝の運用も統合マニュアルによる。 ・ 修正の手順について、管理責任者に聞き取りを行い、理解を確認した。
2対象人工種苗飼育管理	2.3.1	種苗生産者	2.3.1.1～2.3.1.7の項目を満たすこと					
	2.3.1.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。
	付記	麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤（オイグナルを有効成分とする薬剤）以外を使用してはならない。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。
	2.3.1.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書等を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入記録・購入伝票の確認。（添付がある場合、品質検査成績書の確認）	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。
	2.3.1.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を写真または現地審査での確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。
	2.3.1.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生簀、使用量等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生簀、使用量を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。
	2.3.1.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。（添付がある場合は品質検査成績書の確認）	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。
	2.3.1.6	使用期限の切れた医薬品は適切に廃棄し、廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。
	2.3.1.7	抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。
	2.3.2	養殖業者	2.3.2.1～2.3.2.7の項目を満たすこと					
2.3水産用医薬品の使用	2.3.2.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	・ 水産用医薬品を使用する際には、農水省の「水産用医薬品の使用について」に基づく。 ・ へい死魚は水産試験場の協力を得て速やかに原因を確認し、必要な水産用医薬品を使用する。	・ 水産用医薬品は、現在は使用していない。 ・ 使用はしていないが、「水産用医薬品の使用について」は常に最新版を維持している。	・ 「水産用医薬品の使用について」は常に最新版を維持している。 ・ 水産用医薬品のセミナーにも参加している。今後はこの記録もとの予定である。 ・ 管理日報に「投薬」と「調剤入りつなご」の記載あり。 ・ ベネサルを寄生虫対策に使用。 ・ へい死魚が発生したら水産試験場に持ち込み病気の確認。水産試験場に相談の上投薬。 ・ イリドウィルスは餌止めで対応し、極力薬は使用しないようにしている。 ・ 17年中間育成日報 近大人工種苗に2017/2/18 調剤入り餌の投与。 ・ 2018/8/26-28 天然種苗の生簀への投薬記録。
	付記	麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤（オイグナルを有効成分とする薬剤）以外を使用してはならない。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	・ 麻酔薬は使用していない。 ・ 使用はしていないが、「水産用医薬品の使用について」は常に最新版を維持している。	・ 水産用医薬品は、現在は使用していない。 ・ 使用はしていないが、「水産用医薬品の使用について」は常に最新版を維持している。	・ 麻酔薬は使用していない。 ・ 使用はしていないが、「水産用医薬品の使用について」は常に最新版を維持している。

	2.3.2.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書等を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入伝票、添付文書、品質検査成績書などの確認	合格	・ 医薬品の使用記録は保管されている。 ・ 書類は5年間は保管する予定である。	・ 医薬品の購入はない。 ・ 購入する場合には、伝票を保管する。	・ 薬購入の請求書を確認した。 2018/1/31 株式会社アスカ 水産用ベネサル
	2.3.2.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を現地審査での確認	合格	・ 医薬品は施設可能な保管庫に保管し、汚染や劣化、被害を回避する。	・ 医薬品は、ダイバー倉庫に施設可能な薬品保管庫に保管する。 ・ 現在は在庫はないことを目視で確認した。 ・ 使用時の台帳記入の注意書きがなされ、確実な記録を促していた。	・ 薬は水産試験場からの指示や情報による。 ・ 薬については水産試験場でセミナーを実施する(セミナーは毎年実施されている)。 ・ 施設可能な部屋での保管を目視で確認した。 ・ ベネサル在庫2018/8月末での在庫表。 ・ 2018/8 生糞ごとの投薬量記録を確認した。 ・ 仕入先別、生糞別、薬剤費用リストもあり ・ 調剤入り飼料の在庫記録を確認した。(2018/8)
	2.3.2.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生糞、使用量、使用期間終了日等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生糞、使用量を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	・ 医薬品使用は、管理日報に記載する。 ・ 医薬品使用記録は5年は保管する。	・ 水産用医薬品は、現在は使用していない。	・ 医薬品使用は、管理日報に記載あり。 ・ 医薬品使用記録は5年は保管する予定。
	2.3.2.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。(添付がある場合は品質検査成績書の確認)	合格	・ ワクチンの使用はしていないことを、聞き取りで確認した。 ・ 飼育記録にもワクチン使用の記録はなかった。	・ ワクチンの使用はしていないことを、聞き取りで確認した。 ・ 飼育記録にもワクチン使用の記録はなかった。	・ ワクチンの使用はしていないことを、聞き取りで確認した。 ・ 飼育記録にもワクチン使用の記録はなかった。
	2.3.2.6	使用期限の切れた医薬品は、適切に廃棄し廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	合格	・ 使用期限切れ、使用しきれなかったものは、購入した会社に確認をした上で、処分し記録する。	・ 現在は水産用医薬品の在庫なし。 ・ 使用期限切れ、使用しきれなかったものは、購入した会社に確認をした上で、処分し記録する。 ・ OTC受払い記録 2016/1/20に処分済み。	・ 処分は過去にはなし ・ 処分をする事になった場合は、仕入先に処理方法を相談。回収してもらい、在庫表に記録予定である。
	2.3.2.7	抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	・ 抗菌剤は使用していない。	・ 抗菌剤は使用していない。	・ 抗菌剤は使用していない。
2.4逃亡管理	2.4.1	種苗生産者						
	2.4.1.1	飼育魚の逃亡や飼育施設への天然魚の侵入を防止するための適切な対策を講じる。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされている	写真及び現地審査での逃亡防止策の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。
	2.4.2	養殖業者						
	2.4.2.1	飼育魚の逃亡や網外から天然魚の進入などを防止するための適切な対策を講じ、同ロットで管理された魚の不明魚率が20%以下となるようにする。不明魚率20%以上が3回連続した場合は認証をしない。但し台風等の大規模災害の影響があった場合は除外する。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされており、不明魚率が20%以上を超えていない。	写真および現地審査での逃亡防止策の確認 過去の飼育管理記録等による不明魚率の確認	合格	・ 逃亡ネット、ダイバーによる網破れ確認により、逃亡防止策を実施していた。 ・ 種苗生産者から八勝へ入れ、1年育成後に鷹島へ移動する。 ・ 鷹島の生糞に入れる際、ビデオ撮影し5名で尾数カウントを行う。 ・ この時点で双日ツナファームでの受入数が確定することになるため、この数を起算数として逃亡魚の算出を行う。 ・ 過去の事例で、逃亡魚率が13.8%であった。 ・ 現在では、尾数カウントではビデオ撮影の動画により確実にカウントできるしくみを作り、精度を高めている。	・ 2013年魚 24番生糞 ツナドリム五島から購入した種苗の養殖と出荷記録を確認した。 ・ 2014/6/30 1,000尾の種苗購入 ・ 2016/11/21 24番生糞から23番生糞へ移動。書類上では610尾だが、実数は472尾であった。 ・ 138尾不明魚 13.8%	・ 八勝では尾数カウントを行わない。 ・ 幼魚段階では魚の損傷やストレスを考慮し、魚にはなるべく触れないことが好ましいため。 ・ 尾数カウントを行わないが、確実に管理するために以下行っている。 ・ 潜水確認頻度多 ・ 受入後2ヶ月くらいで落ち着くまでは毎日潜水して確認を行っている。 ・ 不明な状況があれば替水を増やし、どこでいなくなるかを追求する。 ・ 魚の大きさにより監視を増やす ・ 監視を評価し、不明魚を減らす。 ・ 給餌を工夫することで共食いを減らす。 ・ 給餌を工夫することで成長度合いを早め、死亡を少なくする。 ・ データをとり検証を重ねている。 ・ 毎月八勝から鷹島に報告を提出。へい死数、水温、給餌状況の報告記録を確認した。
2.5魚類福祉	2.5.1	飼育魚は魚種ごとに適切な条件下で飼育する。	飼育状況を記録し、魚を健全な状態に保ち飼育している。	魚が健全な状態にあることを示すもの(魚病発生の頻度に関する書類など)	合格	・ 適切な尾数での飼育 ・ 底質検査は毎年実施。検査時期を夏冬と変えて検査を行い、様々な条件下での飼育環境を確認していた。	・ クロマグロは1年目を越せば強くなるため、薬剤投与を行わずに飼育をしている。 ・ 病気発生はなかった。(病気による大量へい死魚の記録なし。)	・ 病気発生はなかった。(病気による大量へい死魚の記録なし。) ・ 水産試験場との強い連携により、へい死魚発生においては速やかに原因究明がなされ、適切な環境維持がなされる状況であった。聞き取りにより状況を確認できた。
	2.5.2	飼育に関わる全ての作業者は飼育魚の健康と福祉の維持における役割や責任を認識し、飼育魚の健康と福祉に関する情報収集を積極的にに行い、飼育に反映させる。	魚類福祉に関する勉強会の開催、積極的な情報収集を実施している。	勉強会開催等の記録の確認	合格	-	・ 魚類福祉の勉強会記録 2018/8/17 ・ 食品衛生講習会記録 2018/8/17	・ 魚類福祉の勉強会記録 2018/8/20 ・ OIEその他の情報を活用して勉強会を実施 ・ 食品衛生講習会記録 2018/8/31
種苗生産者			施設の設置場所が法的に認められていること(建築基準法・自然公園法など) 施設の概要と周辺を含めた位置図	施設の概要と周辺を含めた位置図 新設の場合建築基準法・自然公園法等の法令に違反していないことを示す書類保有と現地審査による存在の確認	N/A	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。	・ 養殖のみを行う。
	養殖業者(中間的育成を行う養殖業者も含む)	3.1.1	種苗生産施設および養殖施設の設置場所は法的に認められ、魚類飼育に適切と考えられる場所である	養殖場の設置場所が法的に認められていることを示す書類(区画漁業免許)漁場周辺の工場や河川を示す図 漁場の配置図、生糞の構造図	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	・ 養殖施設の設置場所は適切である。	・ Google Mapによる地図及び生糞位置確認 ・ 漁業権が維持されていることを確認した。 ・ 生糞図を確認した。 ・ 2018/10頃人工生糞が増えるのでまた追記する ・ 新松浦漁業協同組合から区画漁協免許状 505号 天然種苗養殖場、508号人工種苗養殖場(魚場名 百尋地先)が発行されていた。(H30/9/1 - H35/8/31)
3.2周辺環境への影響の記録	3.2.1	種苗生産施設および養殖施設は、その周辺海域の環境保全に留意し、国内法(日本国:持続可能な養殖生産確保法)・告示あるいは国際法規に基づき環境保全対策が計画・実施されている。	3.2.1.1および3.2.1.2の項目を満たすこと					

3. 環境 配慮	3.2.1.1	種苗生産者	種苗生産施設では、排水の水質検査を定期的（年4回以上）に行い、水温、DO、窒素、リン、有機物（COD）などを測定し記録する。	排水の水温、DO、窒素、リン、有機物（COD）などの測定値（年4回以上）	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	N/A	- 養殖のみを行う。	- 養殖のみを行う。	- 養殖のみを行う。	
	3.2.1.2	養殖業者（中間的育成を行う養成業者も含む）	養殖施設においては飼育尾数、給餌量および魚場環境（水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮、有毒プランクトンの発生）など定期的なモニタリングと記録を行う（漁協や都道府県で調査されている場合はそのデータ）*水質検査などは測定方法や用いた機材についても記録すること	飼育尾数、給餌量の記録 自社あるいは行政・漁協による水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮・有毒プランクトン情報などの測定値と記録 漁場改善計画が設定されている場合はその関連書類	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	・ データは定期的に入手している。	・ 漁場は1箇所、30の生魚あり。 ・ No.1とNo.26で水温等を定期検査実施。 2015年より開始。 ・ 最も外海に近い所と湾内に近い所を選択。 ・ 1時間ごとの水温、DO、透明度を計測。 ・ スマートフォンで随時データ確認可能。 ・ 船が出た時にも別途水質確認をする。 ・ これまで異常値なし。 ・ H29 養殖漁場にかかる環境調査(加工場前) 報告書 水産庁の確認項目のガイドラインに基づき、大腸菌、ノルマルヘキサン抽出物質を自発的にチェック。 ・ 県計測データを受領・確認している。 ・ 底質汚泥は2013年から計測実施。これまで異常値は無かった。 ・ 赤潮等の情報は、ウェブで緊急速報として受領する。	・ 作業日報に水温、DOを記載する。 ・ 浅海（せんかい） 漁場と大島漁場は水質が近似。 ・ 浅海のデータを水産試験場が5月と9月に計測(表層水温、底質、溶存酸素) ・ 水産試験場の公開情報を入力し記録。 ・ 水産試験場との連携はよくなされている。 ・ 水質は良好と判断できる範囲であった。	
	3.2.2		水産用医薬品や魚網防汚剤の使用は、2.飼育管理 2.3項（水産用医薬品の使用）の規定により、法令や告示に基づいて行い記録する。また使用にあたり周辺環境への影響を最小限にする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)に基づき適切に使用されている	使用記録票・使用指導書の保有と現地審査による存在の確認	合格	・ 水産用医薬品・防汚剤は、法令に基づき使用している。	・ 現在は人工種苗には医薬品は使用していない。 ・ 医薬品の受払い記録を確認した。 ・ 栄養剤の使用はないことを聞き取りで確認した。 ・ 処分した医薬品の記録を確認した。	・ 水産用医薬品は水産試験場からの指導により使用内容を決定している。 ・ 魚網防汚剤は、法律に基づいたものを使用している。 三谷船具店 2018/8/4 納品書 防汚加工 ポウモウCU1500を使用	
	3.2.3		養殖用資材・死亡魚等は法令・告示・ガイドラインに則り適切に処理し、管理表を保管する。	資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)や環境省：漁業系廃棄物の処理についてのガイドラインに則り適切に処理されている。	死魚の処理や廃棄物処理業者との取引伝票や産業廃棄物管理票（マニフェスト）などの保有と現地審査による存在の確認	合格	・ 死亡魚、廃棄物の処理は、法令等に基づき適切に実施している。	・ 死亡魚は、漁協冷凍庫で凍結し、漁協が処理をする。 ・ 2018/7/31および2018/8/2からの請求書を確認し、確実に引取りをし処理がされていることを確認した。	・ 死亡魚は、漁協冷凍庫で凍結し、漁協が処理をする。 ・ 2018/7/31 漁協への死亡魚処理代を支払っている。	
	3.3.1	3.3環境影響 低減への対策	種苗生産および養殖はその関連施設を含め周囲の環境に十分配慮し、野生動物の生息に及ぼす影響を最小限にする手段を講じる。	日本国：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)、絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)、文化財保護法、生物多様性基本法、自然公園法、自然環境保全法 国際条約：生物の多様性に関する法律(生物多様性条約)、絶滅の恐れのある野生動物の国際取引に関する法律(ワシントン条約)、二国間渡り鳥条約・協定	法令違反による罰則歴がないこと 罰則歴がある場合は是正をするための必要な処置をとり監督機関により確認されていることを示す資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	・ 双日の管理に基づく環境ガバナンスが行われている。	・ 漁業権は維持されており、法令違反は無く適正な企業管理が継続していることが確認できた。 ・ 長崎県マクロ適正養殖業者認定証を2015/3/10に受けていた。 ・ 長崎県産養殖クロマクロ規格基準適合生産者認定証を2015/12/8に受けていた。	・ 漁業権は維持されており、法令違反は無く適正な企業管理が継続していることが確認できた。 ・ 地域企業や県水産本部とも仕事を行っている。	
	3.3.2		種苗生産施設および養殖施設から逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小限にするための対策を講じる。	逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小限にするよう対策を講じている	対応策を示す書類と画像の保有と現地審査による存在の確認	合格	・ 飛び出し防止ネット・蓋網。 ・ ダイバーによる網破れの確認。	・ 飛び出し防止ネット。 ・ ダイバーによる網破れの確認。	・ 人工魚が小さいうちは蓋網ジャンプアウト防止。 ・ 毎金曜日に設備及び魚の確認をダイバーが行う。	
	4.1飼・餌料の 原料	4.1.1		飼・餌料は国内の法令（日本国：資料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）および告示・ガイドラインを遵守して、生産・流通したものをを用いる。	国内の法令及びガイドラインを遵守している。	下記項目にある資料の保管と現地審査による現場確認	合格	・ 配合飼料・生餌両方使用する。 ・ ガイドラインに基づき購入・使用している。	・ 配合飼料・生餌両方使用する。 ・ ガイドラインに基づき購入・使用している。	・ 配合飼料・生餌両方使用する。 ・ ガイドラインに基づき購入・使用している。
	4.2飼料のト レーサビリティ および透明性の 確保	4.2.1		飼料および飼料添加物は、購入記録・産地証明書・品質証明書などを保管する。	購入業者より納品書・産地証明書・飼料安全法で求められる内容を記した品質保証書などを入手している。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認	合格	・ 飼料は鷹島・八勝いずれの分も鷹島で購入。	・ 配合飼料は一般・特別配合両方あり。 ・ 養魚飼料の品質及び安全証明書 2018/8/29 林兼産業株式会社 「飼料安全法に基づき製造・管理されており品質・安全性に問題の無いことを証明する」の記載あり。 ・ 同じ情報が双日ツナファーム八勝にも提出されていた。	・ 中間育成(八勝)も鷹島で購入するので、鷹島で保管されている ・ 養魚飼料の品質及び安全証明書 2018/8/29 林兼産業株式会社 「飼料安全法に基づき製造・管理されており品質・安全性に問題の無いことを証明する」の記載あり。 ・ 同じ情報が双日ツナファーム八勝にも提出されていた。
		4.2.2		生餌は、魚種・漁獲時期・漁場および保管場所が明らかであり、それを証明する書類を保管する。	生餌購入業者より、購入明細等、漁獲産地の確認できる書類を入手している。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認	合格	・ 飼料は鷹島・八勝いずれの分も鷹島で購入。 ・ 各拠点で必要な情報を入手している。	・ 生餌は国内産の魚のみ。 ・ 生餌の魚種や内容の情報受領後、それにより購入決定する。 ・ 生餌は受入チェックを行い、記録を残している。 ・ 伊万里東洋株式会社 売買契約書 飼 冷凍サバ 長崎県産 2018/1/9付け ・ 近藤公久商店 売買契約書 2018/2/27付け 銚子港 KSH2479 ・ 餌履歴データ(伝票に記載が無い場合はこのデータで確認できる)。	・ 2018/8/26 和歌山東漁協からの「飼料用例統御の産地について」 ・ 産地記載あり。 ・ これまでは漁獲時期は記載なし。 ・ 2018/9より漁協からの伝票には毎回産地と漁獲時期が記載されることとなった。 ・ 2018/9/11の伝票で記載を確認した ・ 管理日報に八勝での記録(給餌、へい死魚)あり。・鷹島には毎日報告している。
		4.2.3		生物餌料は自家培養を用いた飼料・飼料添加物および市販の生体、冷蔵、冷凍、乾燥品の生産地から納品までの過程において適正に管理したことを示す証明を納入業者から得るものとする。	生餌購入業者より、購入明細等、漁獲産地の確認できる書類を入手している。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認	N/A	・ 生物餌料は使用しない。	・ 生物餌料は使用しない。	・ 生物餌料は使用しない。
飼・餌料	4.3.1		飼料、飼料添加物、生餌および市販の生物餌料の保管場所には衛生動物による被害の対策が施されており、給与まで適切に保管管理されている。	飼料その他添加物等の保管場所は衛生動物による被害の対策が施され給与まで適切に管理可能である。	図や画像を含めた保管方法を示す資料の保管と現地審査による現場確認	合格	・ 各拠点で餌の管理は適切に実施している。	・ 冷凍生餌は、漁協の冷凍ヤードに保管。 ・ 漁協冷凍庫は区画を決め、ドリフトの無い状態にしている。温度の報告もされる。 ・ 生餌はトラックから船に直接乗せる。 ・ 配合飼料も漁協のヤードで保管。 ・ 借用区画にパレットで置く。 ・ 衛生動物被害の無いよう、漁協に依頼をして対策をとっている。 ・ 運送ラップで巻いた状態で保管。 ・ 猫やカラス被害は可能性としては考えられるが、実害はでない。	・ 飼料の保管場所を確認した。 ・ 人工種苗魚の餌は、冷蔵倉庫で保管されていた。密閉できる場所であるため、害獣等の被害の可能性はない。 ・ 生餌は使用するときその分を漁協から購入する。八勝の生餌在庫は持たない。	
	4.3.2	4.3飼・餌料の 使用および管理	生物餌料の自家培養にあたっては、それに施す栄養素および添加物についても本項各条項に則り、適切に管理を行う。また野外にてその栄養等を自家培養する場合には周囲からの汚染物についても留意し、当該地域において72時間以上連続で外出制限が加えられている場合は使用しない。	周囲の環境汚染防止	図や画像を含めた培養方法を示す資料の保管と現地審査による現場確認	N/A	・ 生物餌料は使用しない。	・ 生物餌料は使用しない。	・ 生物餌料は使用しない。	

		4.3.3	生簀ごとに使用した飼・餌料や飼料添加物、薬品等の製品名や使用料を記録するとともに、常に提示できる状態にする。	生簀ごとの飼・餌料、飼料添加物、薬品などの使用量を記載している。	飼育野帳あるいは飼育履歴書の保管と現地審査による現場確認	合格	・ 給餌・薬品等は記録されている。	・ No.17生簀の給餌記録を確認した。生餌を使用していた。	・ 生簀別給餌量(2018/8)リストを確認した
	4.4飼・餌料の効率化および最適化	4.4.1	飼・餌料効率の改善に取り組んでおり、目標値を設定するなど、改善・実行・管理に取り組んでいる。	現状の効率を把握し、改善目標が設定されている。	現状の効率と改善目標を示した資料の保管と現地審査による現場確認	合格	・ 効率を意識した企業管理がなされており、いずれの拠点においても検証を行いながら効率化を求める姿勢が確認できた。	・ 給餌効率の現状と給餌改善目標との差を定期的に確認している。 ・ 2018/7/18の進捗リストを確認した。 ・ 増肉係数(FCR) 16から15へ向けてのリスク、現状、対策との記載を確認した。	・ 給餌効率向上に向け、検証をしている。 ・ 2017年は生と配合で給餌を検証した。 ・ 2018年は異なる方法を試している。 ・ 経口投薬を確実にするために調剤配合飼料を使用。消化付加を減らし効果的に成長できるようにしている。 ・ 八勝としての運用は開始して間が無いので、現在では目標値設定は行っておらず、検証段階。 ・ より効率的に行う方法を検討している。 ・ これまでは成長率の変化などのデータ取りはしていなかった。2017年からデータ取りをし、成長率などの測定を始め、より効率的に行う方法を検証している。 ・ 1.5ヶ月ごと程度に魚体重と水温の関連等を調査。 ・ 月次検証データを鷹島の社長に報告。 ・ 継続的に文書化し、共有できる体制にしている。
5.食品安全	5.1施設と水環境	5.1.1	種苗生産・養殖において、人体に悪影響を及ぼす水環境で養殖してはならない。	人体に悪影響を及ぼす水質でないこと	定期的な水質調査で確認。 検査項目は3環境配慮 3.2.1項に準ずる。	合格	・ いずれの漁場においても、適切な水環境である。	・ H29 養殖漁場に係る環境調査(底質調査) 報告書」 ・ 問題が無いことを確認した。	・ 水産試験場の計測データを活用している。
		5.1.2	種苗生産施設・養殖施設や設備は、廃棄物や動物・人間の排泄物による養殖水の汚染を最低限にすることを目的とした管理がなされている。	養殖水の汚染源の管理がされている	産業廃棄物管理表(マニフェスト)、浄化槽保守点検記録票で確認	合格	・ いずれの漁場においても、適切な対応を行っていた。	・ プラスチック製品等マニフェストが必要な廃棄物処分においては、適切に提出、保管されていた。	・ 2018/7/5 坂井マリン 金属関連物の処理をした際のマニフェスト ・ 処理業者の免許も確認した
		5.1.3	種苗生産施設、養殖施設や作業場所は衛生動物による汚染を最小限にする対策を講じている。	衛生害獣、害虫からの汚染を最小限にする対策を講じている	衛生害獣・害虫対策の実施状況を写真あるいは現地審査で確認	合格	・ いずれの漁場においても、適切な対応を行っていた。	・ 飼料は漁協の施設を使用して保管。 ・ 衛生害獣・害虫の被害を受けない環境で保管されていたことを、目視で確認した。	・ 生餌は使用前に出すことで被害や汚染を防止している。 ・ 配合餌は納屋で保管(冷蔵・常温)、常温のものは外においている。 ・ 袋がかけられる被害が多少出たため、防鼠トラップをしかけ始めた。 ・ シートをかぶせることにした。
		5.1.4	従業員に施設、製品に関連する衛生管理の教育訓練を定期的に行い、記録する。	従業員に施設・製品の衛生管理に関する教育訓練を定期的に行っている	従業員への教育訓練の記録の確認	合格	・ 衛生教育は実施されていた。 ・ 社内監査でも確認される内容であり、継続的な改善が期待できる。	・ 衛生管理に関する教育訓練を実施していた。 ・ 2018/4/2-2018/8/31の記録。 ・ ISO22000の認証管理とあわせ、記録と保管の体制が出来ている。	・ 2018/8/31 衛生管理に関する勉強会を実施 記録を確認した。 ・ 計画性、段取り(人員・時間・余裕を持つて行動)を重視していた。 ・ 人、魚への影響を考慮し、無理に行わないようにしていることを、聞き取りで確認した。 ・ 会社の監査で指摘を受けたこともあり、今後5Sチェックを強化する予定であることを聞き取りで確認した。
		5.2製品の取り扱い	5.2.1	出荷対象魚の水揚げ、輸送などに関して、物理的損傷又は魚体に対するストレスを最低限にするために、適切な管理と手法を行う。	製品の損傷を最小限にするための最適な管理と手法が行われている	製品の損傷度の写真あるいは現地審査で確認	合格	・ 損傷を極力少なくする工夫が、いずれの拠点においてもなされている。	・ クロマグロは生簀でダイバーが電気結でつき、クレーンで船に上げ即時処理される。 ・ 極めて短時間で処理がなされ、損傷は最小限であることを目視で確認した。
	5.2.2	出荷対象魚の劣化、汚染を最低限にするための措置が講じられている。	製品の劣化、汚染を最低限にする措置を講じている	現地あるいは写真での衛生管理状況の確認	合格	・ 衛生を保つ状況であることを確認した。	・ 神経抜き処理後すぐにチリケースに入れ、低温で保っていたことを目視で確認した。 ・ 衛生を保つ状況であることを確認した。	・ SCSA該当魚種ではないが、船上で即殺後すぐにチリケースに入れ、低温で保っていたことを目視で確認した。 ・ 衛生を保つ状況であることを確認した。	
	5.2.3	養殖場は出荷対象魚について、使用した飼料及び飼料添加物の購入記録・産地証明書・飼料品質証明書などで原料原産地、飼料安全法の基準に合致しているか確認を実施する。また、医薬品を使用した魚を水揚げする場合、休業期間が終了していることを確認し、記録する。	各書類による資料安全法の基準に合致しているか、投薬を実施した魚の休業期間の確認。	飼料品質証明書、水産用医薬品使用記録、飼育帳の確認	合格	・ 成魚の出荷は鷹島からなされる。鷹島では医薬品投与はなく、休業期間に問題が無いことを確認した。	・ 出荷時に必要な情報は提供できる状況であることを確認した。 ・ 医薬品の使用はない。	・ 「出荷制限旗艦指示書」が調剤赤いつなご(薬入り配合飼料)の購入先である林兼産業の診療所である林兼家畜魚類診療所より出されていた。 ・ 2018/2/16の指示書を確認した。 ・ 2018/2/28 林兼産業からの請求書。薬入り配合飼料は診療代として請求される。	
6.1安全衛生の維持と適切な労働環境の提供	6.1.1	安全衛生に関し、安全衛生責任者を任命し労働者の安全衛生に配慮した労働環境および器具を提供する。	安全衛生責任者を任命し、安全衛生に配慮した環境、器具を提供している	安全衛生責任者を任命しているか、器具の提供がなされているか書面または現地審査での確認	不合格 ↓ 合格	・ 安全衛生に関する注意喚起はなされている。 ・ 現状確認も実施していた。  ・ 八勝で、救命胴衣、長靴の使用がなされていなかった。(不合格) → 安全衛生に関する教育と勉強会を2018/10/19に実施し、記録を確認した。現場の反応や理解を確認できる議事録も含まれ、今後適切な運用がなされる状況としたことが確認できた。合格とする。	・ 安全衛生責任者は山岡英樹氏である。 ・ 安全管理マニュアルに基づき、隔月程度で状況確認を行っている。 ・ H2018/8/17の全体ミーティングレポートを確認した。安全面も含めて話し合いが行われた記録であった。 ・ 健康診断は、2018/9に全員受信している 記録を確認した。	・ 安全衛生責任者は、専務取締役の楠誠司氏。 ・ 2018/8/1付け双日ツナファーム鷹島発行の「安全衛生責任者、認証制度管理責任者について」で確認した。 ・ 救命胴衣・長靴は会社から支給している  ・ 実際に船上で作業をしているメンバーがいつでもつけていなかったことを目視で確認した。(不合格) → 安全衛生に関する教育と勉強会を2018/10/19に実施し、記録を確認した。現場の反応や理解を確認できる議事録も含まれ、今後適切な運用がなされる状況としたことが確認できた。合格とする。	
	6.1.2	作業に従事する者は、安全衛生に関して研修を受け記録する。	安全衛生に関する研修を実施し、研修の記録を保持している	研修記録等の確認	合格	・ 安全衛生については、親会社である双日が指導教育している。	・ 安全管理マニュアル 2018 ・ 食品衛生講習会記録 2018/8/17 ・ 2018年度教育研修訓練計画兼実績書を作成し、実施している。 ・ 2018/4/1以降新人が入るたびに実施。 ・ 既存社員にも月一度は安全衛生に係る教育実施。 ・ 2018/4/2-2018/8/31までの記録を確認した。	・ 2018/8/31 衛生管理・ヒヤリットに関する勉強会を実施 ・ 社員全員の参加を確認した。 ・ 全体の安全管理マニュアルに、八勝に合わせたマニュアル変更 ・ ヒヤリットの毎月の実施。	
	6.1.3	健康・安全上に関わる環境・事象は記録され、必要に応じて是正措置を講じる。	健康・安全上に関わる環境・事象が発見された場合それらを記録し、必要に応じて是正措置を講じている。	健康、安全上に関わる記録の確認	合格	・ 健康、安全上に関わる記録を保管している。	・ 2018/8/17の全体ミーティングレポートで、安全面も含めて話し合い、記録されている	・ 安全衛生に関する記録 2018年8月実施ヒヤリット協議事項を確認した。	

6.安全衛生・労務管理	6.1.4	労働災害について記録し、是正措置を講じる。	労働災害が起こった際にしるべき対処を講じている	労働災害報告書など労働災害に関する書類の確認	合格	・ 労災記録は保管している。	・ 2017/6/28 ダイバーがくげに刺されア ナフィラキシーショックを起こした記録を確認した。 ・ 注意喚起の徹底がなされたことを、聞き取りで確認した。 ・ 2018年は労災事故の発生は無かった。 ・ 施設来場者へのお願いと確認として、安全衛生面の確認と注意を行っている。	・ 労災記録 1) 2017/7/21 鼓膜損傷→潜水帽をかぶることにした 2) 2017/7/14 指骨折→作業道具を腰にぶら下げることにした	
	6.2国内法・ILO条約の遵守	6.2	国内法（労働基準法、労働安全衛生法）及びILO条約（中核的労働基準）を遵守している。	全ての労働関連法律・施行令・規則及びILO条約（中核的労働基準）を遵守していること					
	6.2.1児童労働の禁止	6.2.1.1	児童労働を禁止する。ただし家族労働における手伝いの範疇は含まない。	義務教育（一般的には15歳）を終了していない者の雇用を禁止する。	被雇用者の生年月日をヒアリング又は書面で確認	合格	・ 児童労働はない。	・ 社員一覧表で、最年少社員が1999年生まれであることを確認した。 ・ 求人は高卒以上としている。	・ 社員名簿 2018/7/31を確認。 ・ 児童労働が無いことを確認した。
	6.2.2強制・拘束・奴隷的労働の禁止	6.2.2.1	雇用者が雇用完了時に被雇用者の給料、財産、便益の一部を差し引くことを禁止する。	雇用者が雇用終了時に被雇用者の給料等の一部を差し引くことは禁止する	雇用者が給与を差し引いていないことを証明する書類を確認	合格	・ 雇用者へは適切に対応されている。	・ 給与は適切に支払いを行っていた。	・ 給与は適切に支払いを行っていた。
		6.2.2.2	雇用者は雇用開始時に被雇用者の身分を証明するパスポート、免許証の原本を引き渡すよう要求してはならない。	被雇用者の身分を証明するものの原本（パスポート、免許証）を雇用者が引き取り管理してはならない	免許証・パスポートの原本を被雇用者が保持していないか引き渡す要求をされていないか現地審査で確認	合格	・ 雇用者へは適切に対応されている。	・ 社員一覧表で、国籍は日本人のみであることを確認した。 ・ 会社が情報を保持する必要のある免許証は、コピーを保管している。保管されているコピーを確認した。 ・ 免許証等の原本の預かりは行わないことを、聞き取りで確認した。	社員一覧表で、国籍は日本人のみであることを確認した。 ・ 登録免許の種類と有効期限、免許のコピーを保管していた。 ・ 原本は本人が保管。
	6.2.3職場における差別とハラスメントの禁止	6.2.3.1	いかなる場合においても性別、年齢、人種、地域などについて差別的行為、差別的待遇を禁止する。	いかなる場合も差別的行為、差別的待遇を禁止する。	差別、差別的行為の実態について現地審査、聞き取り調査の実施	合格	・ 雇用者へは適切に対応されている。	・ 従業員に聞き取りを行い、差別的行為がないことを確認した。	・ 養殖部、管理部のメンバーに聞き取りを行い、差別がないことを確認した。 ・ 双日グループの管理職向けハラスメントの研修を受けた。(2018/8/21) 研修資料を確認した。
6.2.3.2		ハラスメント行為に対する対応システムを構築する。	ハラスメント行為対応システムが構築され、ハラスメント行為に対応できること	対応システムが構築されているかをヒアリングまたは書面で確認	合格	・ 雇用者へは適切に対応されている。	・ 双日グループとしてコンプライアンスに関する相談窓口があり、社員に配布されていた。 ・ ハラスメント対策を含め組織としてのガバナンスが確立されていることを、ウェブサイトなどに聞き取りで確認した。	・ コンプライアンス規定、腐敗防止セミナーを、本社法務部を呼び2017/7/14に実施した。 ・ コンプライアンス行動説明として、カード、事例集を配布している。	
7.1管理システム	7.1.1	申請者は本認証制度の基準に適合する認証制度管理システムを構築する。管理システムには、長期的目標、管理システムを構築する目的、適合すべき法的要求事項を明記し、不適合があった場合の対応手順を含める。	基準に適合する管理システムを有している。管理システムには長期的目標、管理システム構築の目的、適合すべき法的要求事項を明記している。	現地審査での認証制度を管理するためのシステムが構築されていることの確認	合格	・ 統合マニュアル、食品安全方針、その他SCSA認証を運用する管理システムを構築した。 統合マニュアルには、SCSAの理念を抛所として管理システム構築していることが記載されている。 ・ 双日グループの環境方針で、長期目標について記載されている。SGDsに基づき構築された目標を確認した。また、サステナビリティ推進室が設置された。	・ 全体と同じ	・ 全体と同じ	
	7.1.2	申請者は法人格を有する。または、漁業協同組合や商工会議所等の管理機能を有する公的機関に所属する。	法人格を取得、又は公的機関に所属している	法人格を有している、公的機関に所属していることを示すことが出来る書類の確認	合格	・ いずれも株式会社	・ 双日ツナファーム鷹島は、株式会社である。	・ 双日ツナファーム八勝は、株式会社である。	
	7.1.3	認証制度管理責任者を任命し、管理責任者は、認証機関との連絡、文書や情報の提供、要求事項への適合、改善要求事項への対応などに責任を持つ。また、各工程における人員の役割と機能、意思決定と責任の所在を明確にする。	認証制度における管理責任者を任命、各工程の管理責任者等が明確にされている	認証制度における管理責任者、各工程の管理責任者を現地審査で確認	合格	・ SCSA管理責任者は、鷹島・八勝それぞれ存在する。	・ 山岡英樹氏がSCSA認証制度管理責任者である。 ・ 各工程責任者は、「食品安全チームについて」に記載されている。	・ 楠 誠司氏がSCSA認証制度管理責任者である。 ・ 管理部、養殖部、役員の業務分担当表を確認した。	
	7.1.4	構築した管理システムが適切に運用できているかを継続的に確認するモニタリングのしくみを構築し、実施する。	管理システム運用のための、モニタリングシステムを構築し、実行されている。	モニタリングシステムの手順、記録等の確認	不合格 ↓ 合格	・ 3ヶ月に一度モニタリングのミーティングを実施し、運用を確認する体制が出来ている。 ・ 案件進捗表でモニタリングの結果報告をしている。 ・ SCSAに関するモニタリングについては、通常業務の中で概ね実施しているが、手順として明確に構築されていない。 (不合格) → 業務手順書で、日報のモニタリングがなされること、また定期的な会議で手順の見直しが行なわれることを確認した。合格とする。	・ 管理システム運用のためのモニタリングシステムは、通常の業務の中で実施していることではあるが、手順として文書化がされていない。 (不合格) → 業務手順書で、日報のモニタリングがなされること、また定期的な会議で手順の見直しが行なわれることを確認した。合格とする。	・ 管理システム運用のためのモニタリングシステムは、通常の業務の中で実施していることではあるが、手順として文書化がされていない。 (不合格) → 業務手順書で、日報のモニタリングがなされること、また定期的な会議で手順の見直しが行なわれることを確認した。合格とする。	
	7.1.5	構築したモニタリングシステムが適切に運用されているかを確認する。	構築したシステムが適切に運用されていることを確認している。	モニタリングシステムの手順、記録等の確認	合格	・ レビューのしくみが構築されていた。 統合マニュアル 8.4.3 検証活動の結果の分析	・ 統合マニュアル 8.4.3 検証活動の結果の分析 ・ 「内部監査及び外部監査の結果を含めて、検証活動の結果を分析する」と記載されているが、SCSA認証の運用のモニタリングのしくみが適切に運用されているかを確認することを含むと聞き取りで確認した。	・ 統合マニュアル 8.4.3 検証活動の結果の分析 ・ 「内部監査及び外部監査の結果を含めて、検証活動の結果を分析する」と記載されているが、SCSA認証の運用のモニタリングのしくみが適切に運用されているかを確認することを含むと聞き取りで確認した。	
	7.1.6	確立した管理システムの有効性評価のため、年一回以上の定期的な内部監査を行う。	内部監査の手順が組織内に存在する。	内部監査要綱など内部監査に関する書類、記録等の確認	合格	・ 統合マニュアル 第1版 8.4.1に内部監査の手順を文書化している。 ・ 双日グループでは、以下の流れで監査・検証・改善をする手順である。 ・ 内部・外部監査 ・ 是正・分析・検証 ・ 手順・文書の見直し	・ 2018/2/20に内部監査を実施 食品安全衛生の観点での運用確認 ・ 2018/9/23-27で財務経理労務等の内部監査 双日本社の監査チームにより実施 ・ SCSAの運用に特化した内部監査は未実施であるが、以下の理由で内部監査要求事項をクリアしていると判断できる。 ・ グループ全体で構築されたしくみがあること。 ・ 安全衛生に関する内部監査は2018/2に実施したこと。 ・ SCSAの運用に当たり力量評価を行っていること。 ・ SCSAとしての出荷は2019年春以降を想定しており、現在SCSAの管理で該当する内容は2018年の内部監査でカバーされていること。 ・ 2019/3にSCSAに関しての内部監査を実施する予定であること。	・ 2018/7/30-31、8/1-2で財務経理労務等の内部監査 双日本社の監査チームにより実施 ・ 以下について確認・報告がされていた。 廃棄物関連・労務関係・ヒヤリハット・安全管理・効率管理・養殖部で毎日作成される作業報告書・給餌作業・潜水作業・水揚げ作業内容記載・へい死尾数・残尾数・給餌量管理・在庫管理・コンプライアンス・自己点検 ・ 指摘に対し2018/9/3改善回答書を提出。 ・ SCSAの運用に特化した内部監査は未実施であるが、以下の理由で内部監査要求事項をクリアしていると判断できる。 ・ グループ全体で構築されたしくみがあること。 ・ 安全衛生に関する内部監査は2018/2に実施したこと。 ・ SCSAの運用に当たり力量評価を行っていること。 ・ SCSAとしての出荷は2019年春以降を想定しており、現在SCSAの管理で該当する内容は2018年の内部監査でカバーされていること。 ・ 2019/3にSCSAに関しての内部監査を実施する予定であること。	
7社会経済的側面	7.1.6	確立した管理システムの有効性評価のため、年一回以上の定期的な内部監査を行う。	内部監査の手順が組織内に存在する。	内部監査要綱など内部監査に関する書類、記録等の確認	合格	・ 統合マニュアル 第1版 8.4.1に内部監査の手順を文書化している。 ・ 双日グループでは、以下の流れで監査・検証・改善をする手順である。 ・ 内部・外部監査 ・ 是正・分析・検証 ・ 手順・文書の見直し	・ 2018/2/20に内部監査を実施 食品安全衛生の観点での運用確認 ・ 2018/9/23-27で財務経理労務等の内部監査 双日本社の監査チームにより実施 ・ SCSAの運用に特化した内部監査は未実施であるが、以下の理由で内部監査要求事項をクリアしていると判断できる。 ・ グループ全体で構築されたしくみがあること。 ・ 安全衛生に関する内部監査は2018/2に実施したこと。 ・ SCSAの運用に当たり力量評価を行っていること。 ・ SCSAとしての出荷は2019年春以降を想定しており、現在SCSAの管理で該当する内容は2018年の内部監査でカバーされていること。 ・ 2019/3にSCSAに関しての内部監査を実施する予定であること。	・ 2018/7/30-31、8/1-2で財務経理労務等の内部監査 双日本社の監査チームにより実施 ・ 以下について確認・報告がされていた。 廃棄物関連・労務関係・ヒヤリハット・安全管理・効率管理・養殖部で毎日作成される作業報告書・給餌作業・潜水作業・水揚げ作業内容記載・へい死尾数・残尾数・給餌量管理・在庫管理・コンプライアンス・自己点検 ・ 指摘に対し2018/9/3改善回答書を提出。 ・ SCSAの運用に特化した内部監査は未実施であるが、以下の理由で内部監査要求事項をクリアしていると判断できる。 ・ グループ全体で構築されたしくみがあること。 ・ 安全衛生に関する内部監査は2018/2に実施したこと。 ・ SCSAの運用に当たり力量評価を行っていること。 ・ SCSAとしての出荷は2019年春以降を想定しており、現在SCSAの管理で該当する内容は2018年の内部監査でカバーされていること。 ・ 2019/3にSCSAに関しての内部監査を実施する予定であること。	

7.2社会面への配慮	7.2.1	申請者は地域社会、利害関係者からの苦情に対処し、解決に向けた透明性のある協議の手順を構築する。	苦情に対する協議の手順が存在する。	苦情対応手順を現地審査、過去の対応例をヒアリング	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「お申し出」対応として苦情対応手順を文書化している。</li> <li>・外部からの情報を真摯に受け止め、適切な対応を取る体制であることが確認できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018/6/30に受けた顧客からのクレームは、責任者が即時対応を決定して処理したことを確認した。</li> <li>・5年ほど前にフグ養殖業者より、水質悪化のクレームが来た。これを機に年1回水質調査を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情対応手順は、鷹島と同じ。</li> <li>・苦情はこれまでは発生しておらず、記録はない。</li> <li>・懸念のあることは予め情報提供し、誠意ある対応を行うようしている。</li> </ul>
	7.2.2	申請者は持続可能な養殖業の発展のため従業員に対して経済的、社会的インセンティブを提供できるよう努める。	持続可能な養殖業発展のために経済的、社会的インセンティブを提供できるような体制を整える	社内の従業員待遇が関連法規に違反していないことを示す（就業規則等）。	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双日ツナファームは、親会社である双日の管理に基づき就業規則等が設定されている。</li> <li>・双日による内部監査も実施され、企業としての適正な運用を確実にする方策を取っている。</li> <li>・社長のリーダーシップの下、従業員への待遇は適切に維持され、意識高く業務に取り組む組織であることを、聞き取り・目視で確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体と同じ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体と同じ</li> </ul>
	7.2.3	申請者は利害関係者の慣習、法的権利を尊重する。	利害関係にある人々の慣習と法的権利を尊重する。	漁協等を通じ調和がとれていることを示す（漁協所属の場合は組合員資格証など）。直接許可の場合は周囲関係者との合意関係書類。	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鷹島、八勝いずれも、地域の利害関係者との関わりや慣習を尊重し、よい状況を維持していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双日ツナファームの取締役役新松浦漁協理事が含まれている。</li> <li>・漁協を通じて飼料等の購入を行っている。</li> <li>・漁協からの依頼には積極的に協力し、よい関係を維持できている。</li> <li>・松浦市のふるさと納税にも貢献し、地域で良好な関係を築いている。</li> <li>・新松浦漁協組合員である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会長の東氏は漁協の監査役である。</li> <li>・前身である丸東のときから漁協とは良好な関係を築いている。</li> <li>・地域との関係を良好に保つために、よいコミュニケーションをとるようにしている。</li> <li>・お祭りなど地域行事へは積極的に参加している。</li> </ul>
	7.2.4	申請者は資源と漁場環境改善のための情報の収集に支援、協力する。	資源と漁場環境改善のための情報の提供、収集の依頼を求められた際には、情報の提供、収集への協力を行う	求められた場合は、協力を実行した事実を示す書類。	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協への協力は積極的にいき、良好な関係を維持している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤潮が年1回発生する時期があり、漁協がその薬剤散布をする際、船を出している。</li> <li>・定置網にクロマグロがかかった時に取り上げの手伝いをした。</li> <li>・タイバーが必要な時に漁協から依頼されることがあり、タイバーを出し手伝いをした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産庁・県庁訪問時の施設見学には、積極的に協力をしている。</li> </ul>
	7.2.5	申請者は全ての国内法、条例を遵守する。	養殖業操業に関連するすべての法律を遵守している	関連法・条例を遵守していることを示す書類等の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO統合マニュアル 4.2.2 文書管理に、関連する法規一覧が記載あり。</li> <li>・就業規則に労働基準法を遵守することが記載されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社からの内部監査が2018/7/23-27になされた。内部監査の指摘及び改善回答書を確認した。</li> <li>・運用関係、法律違反の指摘がないことを確認した。</li> <li>・新松浦漁業協同組合から区画漁協免許状 505号 天然種苗養殖場、508号人工種苗養殖場（漁場名 百尋地先）が発行されていた。（H30/9/1 - H35/8/31）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和歌山県東漁業協同組合との漁業権行使契約書が維持されていた。</li> <li>・法令順守していることを、聞き取りで確認した。</li> </ul>